

由良町障害者活躍推進計画

(作成年月日：令和2年3月30日)

機関名	由良町
任命権者	由良町長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで (5年間)
由良町における障害者雇用に関する課題	令和元年6月1日現在において、当町の実雇用率は法定雇用率を超過している。これまで問題も生じておらず、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。
目標	
(1) 採用に関する目標	法定雇用率を超過する実雇用率を維持する。 【評価方法】 障害者任免状況通報により把握する。
(2) 定着に関する目標	常勤、非常勤を問わず、障害を有する職員の離職について、当該職員に過失がない理由による離職(定年、自己都合等の本人の希望による離職を除く。)を生じさせない。 【評価方法】 当該職員の離職理由により把握する。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	障害者雇用推進者を選任する。 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内を選任する。
(2) 人材面	障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)に対し、障害者職業生活相談員の資格認定に係る講習の受講を促す。

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

新規採用や部署異動等の際し、適宜、障害を有する職員と業務との適切なマッチングができていないかを点検する。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1) 職務環境	適宜、障害特性に配慮した作業施設、福利厚生施設等の整備を検討する。
(2) 募集・採用	採用選考に当たり、適宜、障害特性に配慮した選考方法の実施や職務の選定を行うよう努める。
(3) 働き方	各種休暇の利用を促進する。
(4) その他の人事管理	適宜、障害を有する職員の状況、体調等を確認する。